

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月19日
【会社名】	株式会社キッツ
【英訳名】	KITZ CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 河野 誠
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 河野誠は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日とし、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、まず全社的な内部統制の評価を行い、その結果を踏まえ、財務報告に関わる重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスを選定し、業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から必要な範囲を決定しました。

全社的な内部統制の評価の範囲については、当連結会計年度の事業計画における連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が、当連結会計年度の事業計画における連結売上高の概ね95％に達している18社（当社及び連結子会社17社）を対象としました。

全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。当社グループは、主としてパルプ及びその他の流体制御用機器、伸銅品等の製造・販売を営んでおり、事業活動の規模を表す指標として売上高が妥当であると判断しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当連結会計年度の事業計画における連結売上高の金額が、当連結会計年度の事業計画における連結売上高の概ね2/3に達している4社（当社及び連結子会社3社）を「重要な事業拠点」と選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。また、選定した重要な事業拠点にかかわらず、財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に関わる業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象としました。

なお、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については当連結会計年度の実績値における連結売上高をもって見直しを行いました。事業計画における連結売上高による選定結果を変更する必要性は生じておりません。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。